

令和7年

# 溪流解禁 あゆ解禁

ごあんない

渡良瀬漁業協同組合

足利市常見町623 TEL・FAX (0284) 91-2361

https://watarasegk.jp



あゆ解禁日

6月15日(日) 日の出(つり)

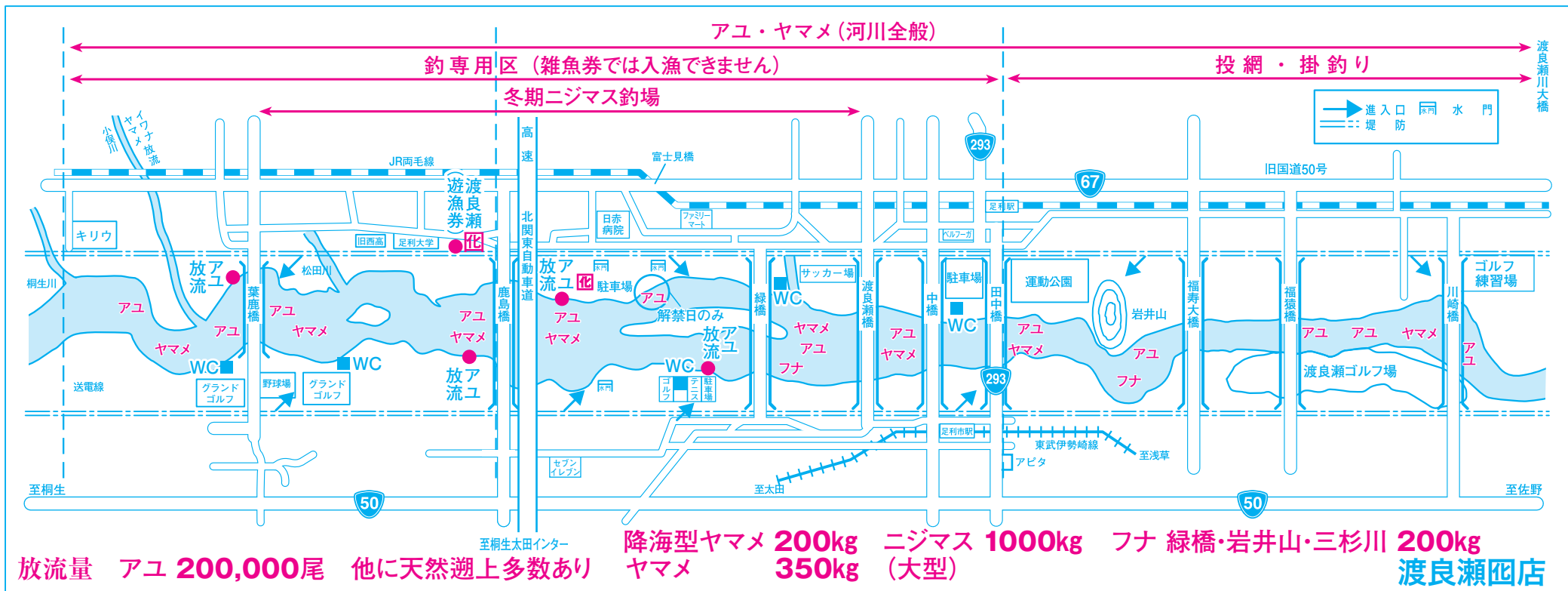
アユの餌釣、オランダ釣、  
ドカン釣(まき餌、ねり餌)、リールの使用禁止

自 9月1日(月) 日の出 } (投網掛釣り)  
至10月31日(金) 日没 }  
但し専用釣場を除く

溪流解禁全川  
3月2日(日)

(足利市) わたらせ川

◎解禁当日のおとりの販売は、鹿島橋1カ所販売致します。

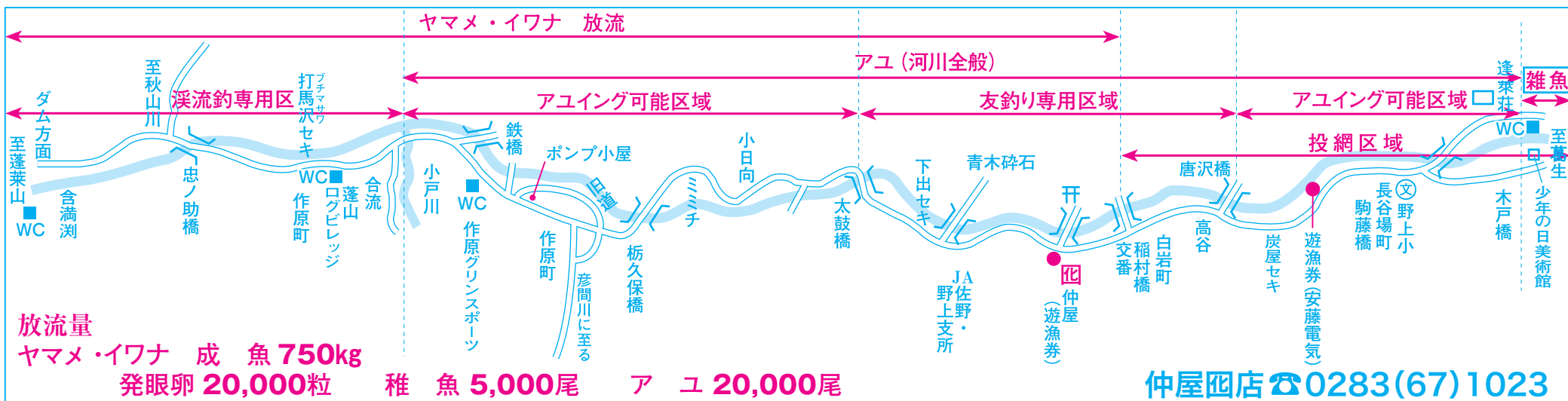


(佐野市)

(田沼) 野上川(旗川) あゆ解禁日

6月22日(日) 日の出(つり)

自 8月17日(日) 午前5時 } (投網)  
至 9月19日(金) 日没 }

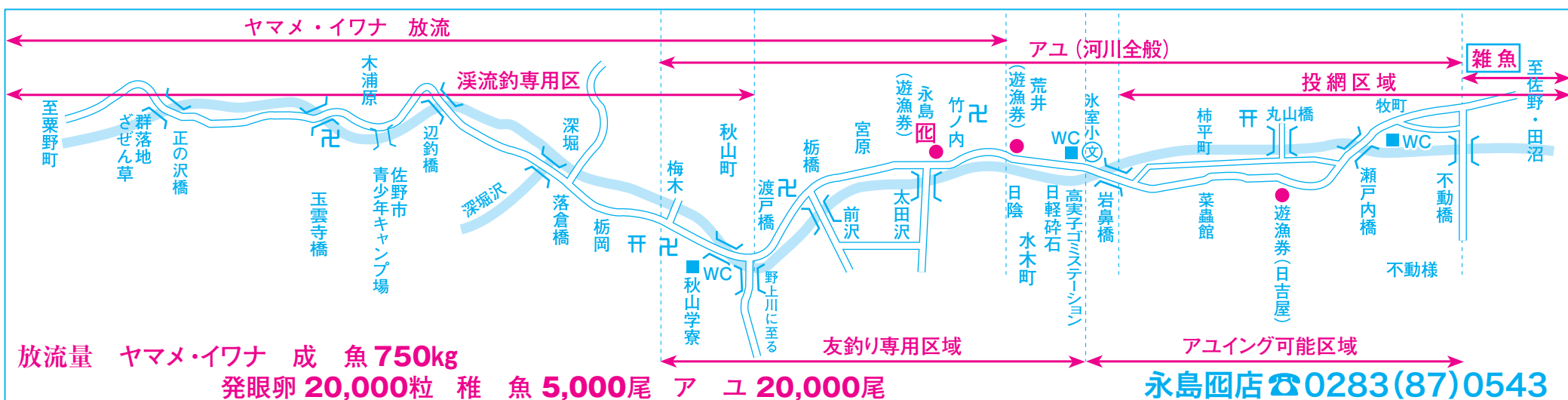


(佐野市)

(葛生) 秋山川 あゆ解禁日

6月29日(日) 日の出(つり)

自 8月24日(日) 午前5時 } (投網)  
至 9月19日(金) 日没 }



前日よりの場所とりは禁止です  
守ってください。

釣りのマナーを守りゴミは捨てないでお持ち帰りください。  
イワナ・ヤマメ解禁日は、3月2日から9月19日まで



# 令和7年 溪流解禁日

## 溪流釣り(全河川)

3月2日(第1日曜日)日の出から9月19日(金)日没まで

放流 解禁前(ヤマメ発眼卵・稚魚) 50,000粒、10,000尾  
(ヤマメ成魚) 渡良瀬川 150kg 野上川・秋山川 各150kg  
(イワナ成魚) 野上川・秋山川 各 50kg

### 解禁後追加放流予定(ヤマメ成魚)9時放流開始予定

3月 9日(日) 渡良瀬川 200kg (降海型ヤマメ)  
3月16日(日) 野上川 150kg 稲村橋から上流  
3月23日(日) 秋山川 150kg 日影堰から上流  
3月29日(土) 渡良瀬川 100kg (アカサカ釣具様ご提供)  
4月 6日(日) 野上川 150kg 大戸・小戸合流から上流  
4月13日(日) 秋山川 150kg 渡戸橋から上流  
4月20日(日) 渡良瀬川 150kg  
4月27日(日) } この期間野上・野上・大戸・小戸合流より上流  
5月 6日(火) } 秋山2回づつ放流 300kg 秋山・渡戸橋より上流  
8月31日(日) 野上川 100kg 稲村橋から上流  
9月 7日(日) 秋山川 100kg 日影堰から上流

### 9月19日(金) 溪流釣り全河川禁漁

### ニジマス釣り解禁(渡良瀬川冬季釣り場限定)

10月12日(日) 葉鹿橋～渡良瀬川

### 10月12日～12月31日キャッチアンドリリース区間

ルアー、フライ、テンカラ、餌釣り(リール使用禁止)バーブレス、(全期間)シングルフックのみ飲み込まれたらハリスを切って再放流してください。リリースする魚はできるだけ水から出さないでください。

10月12日(日) 渡良瀬川 200kg (大型ニジマス)  
10月26日(日) 渡良瀬川 200kg (大型ニジマス)  
11月 9日(日) 渡良瀬川 200kg (大型ニジマス)  
11月23日(日) 渡良瀬川 200kg (大型ニジマス)  
12月 7日(日) 渡良瀬川 200kg (アカサカ釣具様ご提供)

令和8年1月 1日(祝)～2月22日(日) 持ち帰りできます。

令和8年2月23日(月)～3月 1日(日) 溪流釣り準備の為田中橋から上流は全面禁漁となります

### ヘラブナ放流

12月上旬 三杉川、渡良瀬川 200kg

\*追加放流は都合により変更、中止になることがあります。ホームページ等でご確認ください。

# 令和7年 鮎解禁日

渡良瀬川 放流 200,000尾

釣り 6月15日(日)日の出～ 全域

投網・掛け釣り

9月1日(月)日の出～10月31日(金)日没まで

渡良瀬川大橋から上流田中橋まで

\*投網・掛け釣りは全魚種釣り券、組合員釣り券をお持ちの方が、別途2,000円を添え組合本部へ許可申請(要写真)をして入漁できます。  
\*田中橋から上流は釣り専用区域になります。雑魚券では入漁できません。

野上川 放流 20,000尾 アユイング可能区域あり

釣り 6月22日(日)日の出～ 全域

投網 8月17日(日)午前5時～9月19日(金)日没まで

投網区間は稲村橋から下流

秋山川 放流 20,000尾 アユイング可能区域あり

釣り 6月29日(日)日の出～ 全域

投網 8月24日(日)午前5時～9月19日(金)日没まで

投網区間は岩鼻橋から下流

\*サケを許可なく捕獲した者は水産資源保護法で罰せられます。

\*野上川(木戸橋から小戸川合流点まで)、秋山川(不動橋から渡戸橋まで)は、4月6日から鮎解禁日前日まで鮎育成のため一時全面禁漁になります。

# 令和7年 お知らせ

当組合は漁業法、水産資源保護法、栃木県内水面漁業調整規則及び漁業権行使規則、遊漁規則等による種々の制限があり、違反した者は処罰の対象となります。本年度もいろいろな魚種を全域にわたって放流し、皆様に喜んでいただける楽しい漁場にしたいと考えております。釣りのマナーを守り、ご協力くださるようお願いいたします。

## 漁業権の区域

三杉川流域から桐生川合流点に至る渡良瀬川並びに支流[三杉川(JR両毛線鉄橋から下流の区域)、越名新堀、越名沼排水路、秋山川、小曾戸川、菊沢川、才川、旗川、矢場川(足利市南大町地先東武伊勢崎線から下流の区域)出流川、彦間川及びその支流(黒沢東川、沢西川)、松田川、名草川、小俣川及びその支流(荒倉沢川)、桐生川(大前葉鹿用水堰から渡良瀬川合流点まで)の区域]

1 禁止区域 松田川ダム全域 秋山川支流 その他の区域で組合が定めて公示する期間

2 釣り専用区域 下記区域は釣竿以外の遊漁は出来ません。

佐野市白岩町稲村橋から上流の野上川及び支流小戸川全域

佐野市水木町岩鼻橋から上流の秋山川全域

佐野市飛駒町保良橋から上流彦間川及びその支流(黒沢東川、沢西川)

足利市野田町矢場川水門から上流同市瑞穂野町落合橋までの矢場川

足利市寺岡町寺並橋から下流寺岡町上堰までの旗川

佐野市高橋町渡良瀬川大橋から下流高橋大橋までの渡良瀬川

足利市名草町江保地橋から上流の名草川

足利市通四丁目田中橋から上流の渡良瀬川

足利市小俣町石尊山入口叶花橋から上流の小俣川及びその支流(荒倉沢川)

3 漁具、漁法の制限

アユのえさ釣り、オランダばり、土管釣り類(まき餌、練り餌の使用を含む)、リール使用の鮎釣り

(掛け釣りを除く)漁法は禁止です。サクラマス・ヤマメ、イワナは竿釣り以外できません

網漁具 網目コマ9ミリメートルを超えるものを使用すること

筥 筥目5ミリメートルを超えるものを使用すること

竿 釣 1人1本以内(鯉・うなぎ・なまず3組以内)

四手網 1人1統のみ

4 遊漁期間 下記の期間以外は出来ません。

アユ 6月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

サクラマス・ヤマメ、イワナ 3月第1日曜日から9月19日までの期間

カジカ 4月1日から11月30日までの期間

下記の区域の投網、さで網、やす突は組合が定めて公示する期間

野上川(旗川上流) 佐野市長谷場町木戸橋から上流佐野市白岩町稲村橋までの区域

秋山川 佐野市牧町不動橋から上流水木町岩鼻橋までの区域

渡良瀬川 佐野市高橋町渡良瀬川大橋から上流足利市通4丁目田中橋までの区域

5 禁止漁法

(1)爆発物使用漁法 (2)毒物使用漁法 (3)水中に電流を通じる漁法 (4)瀬干漁法

(5)ガラス筥、箱筥漁法 (6)火光その他の照明利用漁法 (7)刺網引網漁法 (8)オランダ釣り

6 組合費

組合員は賦課金(組合費)年間10,000円、(優)71才以上の組合員は8,000円を毎年納入する義務があります。

但しその場合は全魚種竿釣りの出来る組合員章を交附します。

組合費を1年以上滞納すると、組合員の資格を失います。その際、出資金は未納組合費に充当します。

7 組合員以外に入漁料 年券変更料500円加算

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	現場料金
全魚種	1 竿釣り	1年	12,000	—
	2 竿釣り	1日	3,000	4,000
	3 鮎投網、掛釣り	1日	4,000	5,000
溪流(サクラマス・ヤマメ、イワナ、ニジマス、雑魚)	1 竿釣り	1年	9,000	—
	2 竿釣り	1日	1,800	3,600
雑魚	1 竿釣り	1年	7,000	—
	2 竿釣り	1日	1,000	1,400
	3 投網	1日	3,000	4,000
冬期ニジマス	1 竿釣り	冬期	7,000	—
	2 竿釣り	冬期1日	2,000	4,000
女性・肢体不自由者(身体障害者手帳保持者に限る)	上記に規定する額の1/2相当額(50円は繰り上げ)			
満18歳以下の者	竿釣りに限り無料			

(注) 全魚種とは組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種です。溪流とは全魚種からあゆを除いた魚種を、又雑魚とは全魚種より、アユ、サクラマス・ヤマメ、ニジマス、イワナを除いた魚種です。

8 アユ投網・掛釣りを申請する者は、組合券・全魚種年券所持者で、漁業料2,000円を添え本部に申込み、漁業許可証(写真必要)の発行を受ける。

9 次の表の左欄に挙げる水産動物は右欄に規定する大きさのものは採捕できません。

名	称	大	き	さ
サクラマス、ヤマメ、ニジマス、イワナ		全長	15センチメートル以下	
コ	イ	全長	20センチメートル以下	
ウ	ナ	全長	25センチメートル以下	

放流協力金 1口1万円でお受けします。詳しくは漁協組合まで。

## 注意

\*渡良瀬川(田中橋から上流)野上川(木戸橋から上流)、秋山川(牧不動橋から上流)は、雑魚券では入漁できません。

\*釣り専用区では投網はできません。刺し網類は全河川できません。又、遊漁時刻は日の出から日没までです。ロープ・置竿・置石・杭や網等による場所取りを禁止します。

\*オランダ釣り、土管釣り類(まき餌、練り餌を使用する釣り)、鮎のエサ釣り・枝針を使った毛鉤釣り(アユ放流から解禁まで)・リールの使用(掛け釣り専用区の掛け釣りを除く)の禁止。

\*罎鮎ルアー・アユルアーの尾びれから20センチより長いハリス、針数5本以上の仕掛けは使用できません。

\*溪流魚及び支流のアユイング可能区間はルアー釣り可能。

\*違反入漁者には、10万円以下の過怠金が課せられます。

\*遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはなりません。

\*遊漁券・組合員証の有効期間は当年3月1日から翌年2月末日までです。

※期間以外では使えません。※入漁証は必ず見やすい所に付けてください。

※紛失の際の再交付はできません。再購入になります。(※危険防止のためくくり罎等には近寄らないでください。)

ルールを守り、お互いゆずりあい、楽しい釣りをしましょう。

ホームページ <https://watarasegk.jp>

渡良瀬漁業協同組合

〒326-0022 足利市常見町623-4

TEL 0284-91-2361